

摂津市電子契約実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、摂津市（以下「市」という。）における電子契約の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定する契約内容を記録した電磁的記録を作成することにより締結する契約をいう。
- (2) 電子署名 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により講ずべき措置とされる電子署名として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子契約書 契約内容を記載した電磁的記録に、電子署名を講じたものをいう。
- (4) 電子申請システム 市に対する申請、届出等の手続きをインターネットを利用して行うために市が管理する情報処理システムをいう。
- (5) 電子契約サービス サービス提供事業者が市及び契約の相手方の指示を受けて、電子契約書に当該サービス提供事業者自身の署名鍵による電子署名を行う事業者署名型（立会人型）電子契約サービスをいう。
- (6) アカウント 市が電子契約サービスに接続するための権利をいう。
- (7) パスワード 市が電子契約サービスに接続するために必要となる文字の組合せをいう。

(電子契約の利用範囲)

第3条 市における契約は、次に掲げるものを除き、電子契約サービスを利用した電子契約によることができる。

- (1) 法令等の定めにより、書面によるべきとされている契約
- (2) 契約の相手方が電子契約による契約の締結に同意しない契約
- (3) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

(電子契約サービスの運用管理者)

第4条 電子契約サービスの運用及び管理のため、電子契約サービス運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置き、契約主管課長をもってこれに充てる。

2 運用管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 電子契約サービスを利用可能な状態を維持し、これを管理すること。

(2) 電子契約サービスの安全性及び信頼性を確保し、効率的かつ適正に運用すること。

(3) その他電子契約サービスの適正な運用を図るために必要な事項に関すること。

(アカウント及びパスワードの取扱い)

第5条 アカウントは、運用管理者が設定し、各所属に付与する。

2 パスワードの管理、設定及び変更は各所属で行い、パスワードを所属職員以外の者に知られないように厳重に管理しなければならない。

(電子契約によることの意味確認)

第6条 市長は、契約の相手方からの電子申請システムによる電子契約利用申請により、当該契約の相手方に電子契約サービスを利用した契約締結の意思があることを確認する。

2 電子契約利用申請は、当初契約、変更契約の別にかかわらず、契約の都度申請するものとする。

(電子契約書の保存)

第7条 電子契約書の正本は、電子契約サービス上に保存される電子契約書とする。

2 電子契約サービスからダウンロードしたデータの保存等、前項の規定による保存以外の方法であっても、電子契約の有効性を妨げるものではない。ただし、電子契約の有効性に関する法律等の規定に違反する場合には、この限りではない。

(変更契約等)

第8条 締結した契約に変更等の必要が生じた場合は、変更等前の契約が書面による契約、電子契約にかかわらず、変更契約等について電子契約によることができる。この場合において、変更等前の契約が電子契約の場合にあつては、当該変更前の電子契約書は、電子契約サービスでの保管を継続する。

(契約の締結日等の取扱い)

第9条 電子契約書に記載された契約日と契約内容に関する電子署名の完了日が異なる場合は、電子契約書に記載された契約日を契約の締結日とする。この場合において、当事者相互の承認が完了するまでに行われた行為は、当事者協議により当該電子契約に基づくものとして取扱うものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、電子契約に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。